

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは

墜落制止用器具

をご使用ください



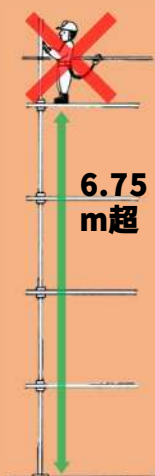
主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	×	
フルハーネス型（一本つり）	○→	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に



※ただし、高さが6.75m以下の場合
は「胴ベルト型（一本つり）」を
使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

1. 高さが2m以上の箇所
2. 作業床を設けることが困難なところ
3. フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具 本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型

製造者名：〇〇社

製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ ソーバ

種別：第一種又は第二種

最大自由落下距離：〇.〇m

使用可能な重量：〇〇kg

落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。

販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare